

第2次大戦後の世界情勢の変化と日本における 社会経済史学の変遷 II

川本和良

目次

まえおき

I 第2次大戦後の世界情勢の変化と日本における社会経済史学の変遷——以上、前号

II 明治維新から第2次大戦終了までの日本における経済発展の概略——以下、本号

III 明治維新から第2次大戦終了までの日本における民主主義の発展の概略

むすび

II 明治維新から第2次大戦終了までの日本における経済発展の概略

附属メモの第一は、市場経済の発達というばあい、その発達の経路と条件を示したメモであり、そのさい、市場経済と資本主義との相違も明らかとなるであろう。第二は、明治維新から第二次大戦終了までの日本経済の発展の大筋を示したメモであり、第三は、今日の、20歳以上の男女に対して、平等に選挙権〔一人一票づつ平等の選挙権〕と被選挙権〔一部例外を除き、誰でも立候補が可能〕が与えられている、普通選挙制を基礎とする議会制民主主義の導入に至るまでの明治維新以後の発展の概略を示したメモである。いづれのメモも本体のメモの理解に役立つと思われる。

〔I〕市場の発達の経路と条件＝①商品市場＝モノの商品化、その条件は社会的分業の進展⇒②労働市場＝人間の労働力が商品化、その条件は生産者間の自由競争による両極分解＝資本主義の成立⇒③資本市場＝資本の商品化、その条件は株式会社の発生と株式〔＝自己資本〕の売買⇒株式市場の成立⇒④サービス、知的所有権、情報等の商品化、その条件は、IT革命による軽薄短小の知識・頭脳産業の発達と、それを基礎とする情報化、国際化、グローバル化の進展。

〔II〕明治維新から第二次大戦終了までの日本の経済発展の大筋＝明治元年〔1968年〕明治維新＝王政復古⇒明治6年〔1873年〕学制、徴兵制とともに3大改革の1つである地租改正＝「上から」の近代化による「富国強兵」のために、財政収入の確保が目的〔領主的土地所有の廃止⇒農民的、私的土地所有へ転化し、現物貢租に代えて金納地租へ＝地価の100分の3に設定＝後述のように、換金可能性の殆どなかった状態への金納で、かつ高率の地租導入が寄生地主制形成の伏線となる⇒明治10年〔1877年〕まで国家収入の80%を地租が占める⇒政府による殖産工業政策の展開＝官営模範工場の建設等⇒明治13年〔1880年〕起点の払い下げ⇒財閥形成へ＝泥のうえに立

つ「上から」の資本主義建設の起点〕⇒明治15年〔1882年〕日本銀行創立⇒松方デフレ⇒日本型原蓄〔明治10年(1877年)の西南戦争後の、各銀行の紙幣濫発によるインフレ収束のために、唯一の発券銀行＝中央銀行として日銀を創立するとともに、銀本位制へ⇒深刻なデフレ、および国税と地方税の増徴⇒自作農と中小商工業者の没落へ〕⇒①農業面で寄生地主制の形成へ〔自作農の地租滞納⇒借金の抵当としての土地の抵当流れによる、小作農への転化と、高利貸⇒地主への土地集積〕⇒寄生地主制の形成へ〔(1)高率小作料＝政府は地主からの地租収入確保のため、高率小作料を地主のために設定＝地租改正法と同時に公布された、地方官心得書の検査例第一則と第二則で規定し、不動の方針とする⇒小作人は現物小作料としてコメの収穫の68%を地主へ、地主は、米価変動により上下するも、ほぼ平均して現物の34%を換金し、国への地租を納入⇒小作人、地主と国の取分は32:34:34＝耕作者の資格に対する土地所有者の資格の圧倒的優位＝小作人の高率現物小作料支払い(これと、イギリスにおける経済発展の経路を比較すると、封建的村落共同体内部で、さまざまな共同体規制のもとにおかれ、領主がこの共同体規制の維持を保証する代わりに、領主の封建地代徴収のもとに置かれていた封建農民が、共同体内部で社会的分業を展開して共同体規制を打破し、農村市場を成立させ、農工未分離で、利潤目的ではなく、隣人愛に基づくとはいえ、したがって得られた利益は「意図せざる結果」であったが、社会的分業の展開と市場における自由競争とにより、生産力を向上させ、自己の収入に対する封建地代の率を低下させていき、15世紀に独立自営農民層＝ヨーマンリーが成立。これが、市場における経済競争を軸に、問屋制的収奪も加わり、漸次重点を農業から工業へと移行させながら、両極に分離していくことにより、16世紀中葉以降、問屋制と絡み合いながら、マニユファクチュア期の資本主義へ移行＝「下から」農民層起点の経済発展。これと逆に、日本のばあい、独立自営農民成立の余地なく、先進資本主義の側圧に対抗するため、「上から」の経済発展の財源確保のため、国家を起点に小作人は徳川時代と同じ高率の現物小作料支払いと、地主の支配下に置かれる)。因みに、(1)現物小作料となったのは、農家の主要作物がコメであったため、農村市場が成立する条件が欠如していたため。すなわち、市場は、社会的分業が進展し、大量の、異なった使用価値をもつモノが交換されるようになれば、自然に交換においてお互の損得をなくするために、等しい価値尺度＝カネの媒介を求めるようになり、カネを媒介とした売買の場として成立するものなので、生産者が等しい価値をもつコメを共通の主要作物とする所では、交換の必要がなく、市場は成立せず、したがって金納の小作料徴収は不可能となる。但し、都市の市場の発達した、とりわけ近畿圏では、一部で商業的農業も進展。(2)地主の土地所有規模は、茨城、栃木、新潟以北では、農村内部のみでの生活の傾向が強く、土地が巨大地主に集中する傾向にあり、千町歩地主として新潟の市島、白勢、本間家や酒田の本間家、鳥根の田部家(巨大山林地主で、砂鉄を基礎に日本のエンカー経営を営む)が聳立、逆に、瀬戸内両岸から近畿、東海、関東南部にわたる地域では、農業が都市との関係において営まれ、土地が細分化されて、高利貸的寄生地主となる傾向。(3)小作人については、高率小作料以外に、小作地規模が、東北で3町未満、2町以上(1町＝ほぼ1ヘクタール)、近畿では1町未満と零細化の傾向が強いが(昭和4年(1929年)度の農家一戸当り平均耕作面積は近畿区が0.73町歩、東北区が1.46町歩、北海道が4.45町歩、内地総平均が1.06町歩)、麦とコメの相違はあっても、欧米に比して圧倒的に零細(欧米における農家一戸当り平均耕作面積は、イギリスで1895～1923年に12.3町歩、附属地を含め27.0町歩、フランスで1892～1914年に4.2町歩と8.7町歩、ドイツで1907年に5.5町歩と7.5町歩)。(4)小作人の小作権＝土地保有権は土地所有権に対して劣悪で、地主の恣意により、いつで

も取り消し可能⇒種をまいた者と刈り取る者とが別人との現象が生じる。(5)以上の結果、地主の農民に対する専制支配と、常に経済的に貧窮状態にある小作人の地主への絶対的服従の社会関係が定着⇒徴兵制と、上下関係の厳格な軍隊への兵卒の主要供給源としての農村における以上の社会関係が、軍隊内の秩序維持にそのまま反映＝農村が日本軍国主義の温床・基盤、因みに、明治6年(1873年)に総戸数のなかで農家戸数が78.8%を占めていたのが、昭和25年(1950年)には、総就業人口中、農業就業人口が45.4%へと下降しているとはいえ、戦前には常に総人口の半数以上が農民＝戦後改革において農地改革が全改革の基礎とされた理由]⇒農民窮乏の源である地租軽減、租税決定をする国会の開設に加え、条約改正の要求へ〔植木枝盛〕⇒自由民権運動へ。他方、地租改正によって領主的土地所有を農民的土地所有に転化する過程で山林、原野を中心に膨大な国有地を設定＝地租改正終了時の明治17年(1884年)に全国土の67.5%＝天皇制国家の物質的基礎の構築⇒明治22年(1889年)帝国憲法と同時に皇室典範を制定し、全九州の面積に当る御料地を設定＝天皇制の物質的基盤の一つ(他に有力会社の株式を取得)⇒天皇制と地主制との密接な関連。②工業面で産業革命の進行へ〔カネの価値の安定と低金利政策での民間融資の積極化⇒企業熱＝明治15年(1882年)大阪紡績会社創立を皮切りに、紡績会社と製糸会社の勃興＝窮乏農家の子の家の計補助の出稼ぎ労働による、肉体消磨的、インド以下低賃金に基づく、(1)衣料生産における、資本主義の正規部門としての、棉作⇒紡績⇒綿織の三分化工程をもつ綿業と(2)日本における、衣料生産の特殊部門として、外貨獲得産業としての重要性を担った、養蚕⇒製糸⇒絹織の三分化工程をもつ絹業の発展(絹業発展によりコメの生産力の低い長野その他で養蚕が普及し、日本農業はコメとマユとを二大支柱とする「コメとマユとの経済構造」〔山田勝次郎〕となる)＝戦前日本資本主義の基軸としての衣料生産部門＝軽工業の成立]⇒③財閥の形成〔明治6年(1873年)に大久保利通が内務省を設立⇒工務省の官業重視の殖産工業政策に代る、民業重視の政策の実施＝明治13年(1880年)起点に、明治維新に官軍への資金等の援助をした政商への官業の安価な払い下げ＝(1)三井へは、明治20年(1887年)に新町紡績所、明治21年(1888年)に三池炭坑、明治26年(1893年)に富岡製糸所等を払い下げ、(2)三菱へは、明治14年(1881年)に高島炭坑、明治20年(1887年)に長崎造船所、明治29年(1896年)に佐渡金山・生野銀山を払い下げ、(3)住友も鉱山・銀行を両軸に発展⇒明治33～43年(1900年代)に、三井は三井銀行、三井物産、三井鉱山の三大直轄事業をもつ三井財閥を形成、三菱は各種の鉱山、三菱長崎造船所、三菱銀行をもつ三菱財閥を設立、住友も鉱山、銀行を軸に住友財閥を設立。他方、大久保利通は海運貿易立国論を唱え、三菱に海運の独占を保証し、政府所有の外国船13隻を無償で下付したのに加え、明治8～14年(1875～81年)の15年間、運航補助金＝毎年国家予算の約2.4%、を与え、横浜―上海航路よりアメリカとイギリスの会社を排除。また海外直輸出の構想から、三井物産等の商社の設立を助言＝政官業一体の経済発展システムの起点。以上からの注目点＝(1)財閥の出自が三井が呉服店、三菱が海運業者、住友が鉱山業であり、財閥形成後の基幹部門が商社と鉱山業であって、常に政治権力と密着して経済活動を行なう点が、ヨーロッパの前近代的な独占体、例えばフッガー家のばあいと類似している点〔フッガー家については諸田實氏等の諸業績を参照せよ〕。(2)コンサルンという独占形態をとるも、欧米での生産過程の技術的連関、例えば石炭鉱業⇒鉄鋼業⇒機械工業や造船業、を基礎とした独占形成ではなく、「鶏のフンから口紅まで」〔ポポフ『日本の独占』〕技術的連関を欠如した生産過程と流通過程において儲かる部門はすべて網羅している点＝技術者

型ではなく商人型構成。(3)財閥の組織は、自立した個人の経済活動への専念を軸に構成されるのではなく、三井、岩崎、住友といった財閥本家の血縁家族を頂点に、本家の全株式所有による持株会社支配を通じて、親会社⇒子会社⇒孫会社とピラミッド型の支配形態をもつ擬似血縁企業一家を形成。(4)上からの専制君主的温情と、下からの忠誠服従の絆で結ばれた、家族主義的企業一家間の競争によって経済が発展。(5)近代的個人主義によってではなく、家族主義的集団のなかに個人が埋没し、集団への忠誠と献身によって行動するという、前近代的共同体的思想と行動のあり方＝前近代的エートスと、近代的機械技術によるモノの生産⇒流通との結合＝和魂洋才の発露、なお、戦前においては労働者の権利は認められなかったといつてよいのであるが、ここに戦後の終身雇用、年功序列、企業内組合という企業一家的日本型経営の原型が創出。〕⇒明治27～28年〔1894～95年〕日清戦争の勝利⇒朝鮮の独立承認、遼東半島、台湾、澎湖列島の割譲、賠償金2億両＝3億6,400万円獲得⇒明治30年〔1897年〕金本位制実施⇒明治34年〔1901年〕官営八幡製鉄所の操業開始〔大冶の鉄鉱石と筑豊の石炭の結合〕⇒日本資本主義の確定期〔なお、農家戸数が明治6年(1873年)に総戸数の78.7%を占めていたのが、明治24年(1891年)の70.3%を経て、明治36年(1903年)に64.1%に減少。逆に、人口1万人以上都市の人口は、明治20年(1887年)の総人口中の12%から明治41年(1908年)の25%へと増大。しかし、なお農業就業人口の比重が高い〕⇒重工業部門の育成へ〔明治29年(1896年)航海奨励法に基づく造船部門への補助等⇒明治30～45年(1897～1912年)までの、三菱、川崎、大阪鉄工所、石川島、小野鉄工、浦賀船渠への奨励金の合計は、916万6,085円で大型船の建造が増加。なお、明治維新から日清戦争までの重工業は、陸、海軍工廠において造兵製艦用としての工作機械等の輸入で開始⇒明治15年(1882年)軍人規律の「規範」および軍事拡張の「大方針」と明治26年(1893年)の製艦奨励の「大方針」により、明治13年(1880年)に陸軍工廠において発明製造された村田銃の軍器としての採用や、明治37年(1904年)鉄道国有化までの陸軍統制下における鉄道工築と、機関車、軌道、客貨車製造での明治40年(1907年)頃の自足完了、海軍工廠では、明治26年(1893年)の製艦奨励の「大方針」による製艦造器の躍進の指標として、明治21年(1888年)の下瀬火薬の創成とその採用や、明治38年(1905年)に当時世界最大の戦艦薩摩の建造等が挙げられる＝日本重工業発展の特徴は軍事産業部門と官営の八幡製鉄所を機軸に展開したところにある〕⇒重工業発展とともに労働争議が発生＝明治29年〔1896年〕6月に新町絹糸紡績でストライキが発生し、各地のストを誘発＝物価騰貴、生計困難のため賃金引き上げ要求⇒明治33年〔1900年〕以降大型化し、従来の職人主体から重工業大経営の男子労働者が中心に、足尾鉍毒事件における被災民弾圧への田中正造の衆議院での抗議演説⇒明治33年〔1900年〕3月治安警察法公布〔＝労働組合と大衆行動への警察の取締り強化への起点⇒大正14年(1925年)3月普通選挙法の成立＝実施は3年後、と治安維持法公布＝国体変革、私有財産制否定の禁止＝共産主義運動の弾圧が目的⇒昭和3年(1928年)2月、第1回普通選挙⇒共産党と労農党の大弾圧＝3.15事件⇒7月内務省保安課を拡充、強化して、各県警察部に特別高等課設置＝通称特高＝共産主義思想と行動の取締りの名目で、すべての反政府的思想と行動の弾圧⇒労働運動の弾圧完成(＝「暗い谷間の時代」)⇒戦後改革における労働運動の解放へ〕⇒明治37～38年〔1904～1905年〕日露戦争とポーツマス講和会議⇒韓国保護権〔⇒明治43年(1910年)日韓併合へ〕、南樺太・遼東租借権、東支鉄道支線等を獲得〔⇒明治39年(1906年)から、日本の敗戦まで、南満州鉄道を経営〕＝朝鮮、満州の植民地化の起点⇒明治38年〔1905年〕

9月、日比谷焼打ち事件=ポーツマス条約への不満=大正デモクラシー運動の起点〔民衆主義的国家主義=内に立憲主義、外に帝国主義〕⇒戒厳令発布⇒他の都市への暴動の波及⇒大正3年〔1914年〕、第一次世界大戦の勃発と大戦ブーム〔大正9年(1920年)まで〕⇒独占の成立へ〔東洋紡、鐘紡、大日本紡の3大紡による綿業独占、財閥はコンツェルン体制を構築、石炭業では三井鉱山、三菱合資、北海道炭坑汽船、貝塚鉱業、古河鉱業、の5社で生産額の41.6%を占める〕⇒物価上昇による、賃金引き上げ要求の、労働争議の拡大⇒大正7年〔1918年〕、米騒動と労働争議のピーク〔前年ロシア10月革命〕⇒昭和2年〔1927年〕金融恐慌=大戦ブームの終焉と戦争の時代の幕開け⇒財閥系5大都市銀行〔三井、三菱、住友、安田、第一〕への予金集中による覇権確立⇒昭和4年〔1929年〕世界恐慌⇒井上蔵相による全解禁策による円高と輸出減少⇒昭和5年〔1930年〕恐慌が日本を直撃⇒繭価と米価の下落による農民の貧窮化と、中小企業の倒産や企業の解雇による失業者の増大と、娘の女衞への身売り⇒昭和6年〔1931年〕満州事変〔国内の経済的困窮を排外的軍国主義に転化する目的〕⇒軍需関連の重化学工業を中心に新興財閥の抬頭〔日産、日窒、日曹、理研等、理研の大河内正敏による生産力最重視の技術者型企業経営の提唱、および日産は満州へ、日窒は朝鮮へ進出、しかし、旧財閥に比して、銀行をもたない弱点があり、軍部と政府に依存。なお、化学工業の国際比較をすれば、日本は硫酸生産が主軸であり、ドイツは染料、イギリスはソーダ主軸、これは日本では農業と硫酸、ドイツでは繊維産業と染料、イギリスでは化学工業独自のソーダと、各国資本主義の構成と化学工業との関連の型を示している〕⇒高橋蔵相の金輸出再禁止と、金との兌換停止による、変動相場制への移行と、低金利、公債政策の展開による景気回復策⇒軍事費増大へ〔昭和11年(1936年)には財政支出の47.2%に達す〕⇒巨大な赤字公債に依存する軍需インフレへ⇒昭和12年〔1937年〕日華事変へ⇒昭和13年〔1938年〕国家総動員法=戦勝を目標に掲げて、国民を国家に統合=強制的等質化(Gleichschaltung)⇒昭和16年〔1941年〕太平洋戦争⇒昭和20年〔1945年〕8月15日に敗戦。

以上の明治維新後の日本の経済発展を他国資本主義の発展と対比するため、山田盛太郎『日本資本主義分析』序言の文章を引用しておきたい。「15世紀末葉以降の absolutism に対する1648年の大革命を起点とし厳密マニファクチュア時代(16世紀中葉ないし18世紀最終三分の一期)の後とくに1760年以來の産業革命の過程において古典的構成をとるに至りし所の、近代的大土地所有制をもつ英国資本主義。17世紀初葉以降の absolutisme に対する1789年の大革命を起点とし7月革命(1830年)2月革命(1848年)の後とくにボナパルティズム(1851~70年)の形態の下に構成を整えるに至りし所の、零細土地所有農民の関係をもちつフランス資本主義。18世紀中葉過ぎ以降の Absolutismus の場合にナポレオンの制圧下に余儀なくされた上からのブルジョア革命開始(1808~13年)を起点とし古手の『地方的プロシヤ的』3月革命(1848年)の後外見的立憲主義(1848~66年)ならびに似而非ボナパルティズム(1870年)の形態の下に構成を整えるに至りし所の、ユニケル経営の支配と零細土地所有農民の局面とをもつドイツ資本主義。——旧露資本主義は省略——英国の原始的蓄積=植民政策制圧に抗する1776年の独立の後の奴隷貿易=黒人飼養(1790年に奴隷数69万7,000人、1861年に約400万人)制度に対する奴隷解放(1863年)で構成をとるに至りし所の、『純粹にロシア的』な雇役制度の基礎と資本主義的大農経営の支配とをもつ米国資本主義。——17世紀初頭以降の徳川封建専制の場合に先進資本主義諸国の外圧下に余儀なくされた維新変革(明治元年、1868年)を起点とする所の、徭役労働=労働地代の礎石と半隷農的現物年貢の原則

と債務農奴態の一般傾向との特徴の半農奴制的零細農耕をもつ特殊的、顛倒的、日本資本主義」。

以上は、戦前における日本の経済発展に対する国際比較の非常に秀れた一例であるが、情報化、国際化、グローバル化の進展している現在においては、こうした世界史的視野のなかでの、比較史的現状理解の必要性が益々強まっているといえよう。

Ⅲ 明治維新から第2次大戦終了までの日本における民主主義の発展の概略

〔Ⅲ〕明治維新から第二次大戦終了までの日本における民主主義制度発展の大筋＝①考察の前提として、この附属メモにおける民主主義の定義＝リンカーンのゲッティスバーグ演説における「人民の、人民による、人民のための政治 (Government of the people, by the people, for the people)」という理念が、運動を通じて制度化されたものとして、選挙権を有する選挙人により選ばれた被選挙権をもつ議員により構成される議会において、法律が定められ〔立法〕、それに従って、国内の個人や団体が行動し〔法治国家〕、したがって、行政も軍事も議会立法に従って行なわれ〔行政〕、法律に違反するか否かを司法が監視し、違反したばあい罰する〔司法〕、という制度〔選挙を基礎とする三権分立＝議会制民主主義〕として定義〔民主主義は思想・運動・制度の三者の緊張関係で発展〕。もとより民主主義は政治的側面のみではなく、経済的、社会的、文化的側面〔例えば、私有財産制や基本的人権（言論、出版、集会、結社、信仰、居住などの自由）の保障等〕をも含むのであるが、ここでは政治的側面を中心に考察。②以下での考察の方法＝日本における民主主義の発展は、天皇制絶対主義の行財政、司法、軍事機構の確立・維持過程とその思想強制のなかで進行するので、この局面の考察を中心に置き、この過程のなかでの議会の開設と、その後の選挙権の拡充運動〔＝普選運動〕を基軸に考察。なお、ここでヨーロッパにおける選挙権の拡大過程を示しておく、①制限選挙、(1)中世の貴族のみの選挙権から、(2)フランス革命を経て財産資格に基づく選挙権〔例えば直接税いくら以上の納税者に選挙権〕。②普通選挙〔一定年令以上のすべての男子または男女に選挙権〕、(1)間接選挙〔例えば、一定年令以上の男子が第一次選挙人となり、第二次選挙人が第一次選挙人の一定投票数以上を獲得することで選出され、最後に人口何人に一人と定められた議員が第二次選挙人により選出、1848年5月のプロイセン合同州議会選挙がその例〕。(2)直接選挙、1. 不平等選挙、(i)複数選挙〔ある前提を満たす選挙人に複数の投票権が帰属〕＝例として、初期イングランドでは多数の住所の所有者に複数投票権、オーストリア帝国では選挙人階級に従った選挙権により、ある階級の所属者に複数の選挙権⇒しかし、本来の意味での複数選挙権では、ある特性に基づいて所謂附加投票権が賦与、例えば、1893/94年から1919年まで存続したベルギー選挙法では、25歳以上の市民が一票、それに加えて、35歳以上の家長、または最低100フランを得る土地所有者、およびベルギー国債または貯蓄金庫から年最低100フランを受け取る者は二票、最高三票は高度の学校教育終了者またはある公的な官職にある者に帰属。ドイツ帝国では1909年から1918年まで存続したザクセンにおける50歳以上の者、土地所有から特定の高さの所得を得る者、特定の教育程度の者に最高四票が帰属等。(ii)階級選挙〔選挙民の一票の重さの配分が、いくつかのグループ＝階級への帰属に従って段階づけられる国家または地方選挙権〕＝最も有名な1849年5月30日から1918年まで存続したプロイセン下

院の三級選挙法では、公開で、選挙区の納税総額を三等分し、高額納税者から納税額を集計してゆき、三分の一に達した者までが第一級選挙人、同じ方法で第二級、第三級選挙人を決め、三つの階級で同数の議員を選出。その他二級選挙権も存在。2. 平等選挙 [平等, 直接, 秘密選挙], 一定年令以上の男子から男女へと選挙権が拡大。

A. 明治維新による幕藩体制から天皇制絶対主義への移行と外見的立憲主義の成立＝明治元年〔1868年〕より明治23年〔1890年〕まで。

1. 王政復古から明治6年まで。幕藩体制は幕府の諸藩支配と諸藩の領民支配との二元性からなり、これを天皇を頂点とする一元的中央集権制へ編成替えの必要、そのさいの担い手は薩長土肥の下級武士。明治元～2年〔1868～69年〕の版籍奉還から明治4年〔1871年〕の廃藩置県へ＝地方を3府72県とし、正院構成者である大臣参議を頂点に中央官制を整備＝官僚の軸は華族と薩長土肥の士族＝長州が大蔵, 工部, 陸軍, 教部, 薩摩が宮内, 海軍, 開拓使, 土肥が司法, 外務, 文部の各省を握り, 政治経験のある「お雇い外人」と旧幕臣が指導し, 政府内部での主導権争いを通じて実績を向上＝中央から地方に至る天皇制官僚制度の起点。

2. 明治6年〔1873年〕内務省設立, 徴兵令施行, 地租改正〔＝行政改革, 軍政改革, 国会開設要求と関連〕から西南戦争まで。

①内務省の設置＝行政改革。設置過程＝明治6年〔1873年〕租税軽減と徴兵令反対のため, 岡山, 香川, 福岡での大農民一揆の勃発, 加えて徴兵令と廃藩置県により特権的地位を奪われた士族の反乱〔熊本への敬神党の乱⇒その後, 佐賀, 秋月, 萩, 土佐の乱から西南戦争へ〕⇒西郷, 板垣, 後藤, 江藤, 副島の征韓論提起＝「内乱をこいねがう心を外に移し, 国を興すの遠略」⇒太政大臣三条による, 明治4年〔1871年〕より欧米回覧中の岩倉, 木戸, 大久保等への帰国要請と帰国〔欧米の富強の基礎は, 機械制大工業, 近代的立憲政体, 義務教育制と軍事・警察制度とみて, その技術と制度の速やかな導入の必要を痛感, 但し天皇制絶対主義思想は堅持＝和魂洋才〕⇒閣議において決定済みの征韓論を否決⇒征韓派参議の一斉辞職と下野＝明治6年〔1873年〕政変〔⇒自由民権と西南戦争へ〕⇒大久保を参議兼内務卿として内務省設立⇒地方行政を中央行政に下属, 警察と勸業を掌握し, 川路の献策により, 全国にフランス流の警察網を布く＝中央集権的行政機構整備の起点⇒明治8年〔1875年〕大久保により地租改正事務局設置＝翌年に改租事業を終了するように布告⇒これを不服として各地で農民一揆⇒同年, 新聞紙条例と出版条例改正による言論統制へ〔⇒明治13年(1880年)に集会条例と「刑法」, 「治罰法」により体系化〕

②軍制改革。明治4年〔1871年〕の廃藩置県にさいして, 薩長土の8,000人の御親兵〔後の近衛兵〕設置が起点⇒明治5年〔1872年〕, 兵部省を陸, 海軍2省に分割し, 陸軍は対内鎮圧, 海軍は対外防衛に, 装備と訓練はフランス流, しかし, 気風は封建的武士団〔⇒竹橋事件へ〕⇒明治6年〔1873年〕, 山県による徴兵令⇒全国を6軍管に分け, 6鎮台を設置して, 軍備の大拡張と国民皆兵制を布告⇒明治7年〔1874年〕陸軍参謀局設置＝軍令権独立の起点⇒同年佐賀の乱では大久保内務卿が警察権, 裁判権, 軍事権の三権で鎮圧, 同年台湾侵略では西郷従道が軍令の指揮権を一手に掌握〔⇒明治11年(1888年)に参謀本部設置へ〕＝行政, 軍事における中央集権化の強化。

③自由民権運動＝憲法制定と国会の開設運動＝民主主義発展の起点。大久保政権による中央集権的官僚制支配に対する三つの対立勢力＝(1)薩藩の大久保政権下に置かれた木戸＝長州閥, (2)征

韓論に敗れた西郷一味〔⇒西南戦争へ〕、(3)板垣や江藤の、土肥中心の自由民権論⇒憲法制定と帝国議会創設⇒明治7年〔1874年〕、板垣、後藤、江藤、副島らの前参議が中心となり、愛国公党を組織して、民選議員設立建白書を政府に提出⇒自由民権運動⇒民主主義運動の起点⇒設立理由は、前年の地租改正を受けて、「租税を納める者が参政権をもつのは当然」〔同年、土佐でも「立志社」設立〕⇒大久保の独裁阻止が目的で、主権在民ではなく、君主専裁を翼賛する機関とする⇒「上流の民権」⇒明治8年立志社と合して愛国社結成⇒これを契機に各地に結社が結成され、雑誌も創刊⇒同年、大阪会議⇒木戸が大久保派と対抗するため板垣と組み、木戸、大久保、伊藤、板垣が会談して、木戸、板垣が参議に復帰、同時に、伊藤作成の四か条改革案、(1)専制を防ぐため国会創設の基礎を作成、(2)大審院創設⇒司法の整備、(3)地方官会議確立、(4)天皇親政のため、内閣と諸省の分離⇒同年の「立憲政体の詔」で(1)(2)(3)の実施宣言⇒同年、元老院をめぐる政府内の対立から、新聞、雑誌による政府攻撃を防ぐため、新聞紙条例等の世論弾圧法制定⇒同年、大久保を総裁とする地租改正事務局が設置、翌年に改租事業完了を布告⇒各地で反対の農民一揆⇒村役人や豪農層も加わる⇒同年開催の第一回地方官会議⇒公選民会開催上申書を各地の豪商、結社の指導者が連名で提出⇒「下流の民権」⇒地方民会や国会開設の目的が、「上流の民権」の唱えた有司対自主自由から、植木枝盛の権力対自由の問題、大井憲太郎の主張した、全人民に参政権を与え、立法・司法・行政の三権分立制を創出、へと転換⇒明治10年〔1877年〕の立志社建白において自由民権の三大綱領⇒国会開設、地租軽減、条約改正が明確化、植木枝盛と吉田正春が起草し、京都行在所の天皇に建白、なお、愛国社創立に参加した者の多くは西南戦争を頂点に、鎮圧された士族反乱に走る。

3. 明治10年〔1877年〕西南戦争から14年政変まで。

西南戦争後の考察の順序として、①行政改革、②軍制改革、③14年政変と国会開設の詔勅を設定。

①行政改革。明治11年〔1878年〕、三新法体制⇒自由民権運動の抑圧と中央集権権力機構の整備強化⇒「郡区町村編成法」、「府県会規則」、「地方税規則」による、地方制度改革を通じて官僚、警察、軍事制度の整備強化⇒「郡区町村編成法」により、従来中央の意のままにならなかった、旧藩意識の残る地方を、内務卿⇒府知事・県令⇒郡長・区長⇒戸長という行政命令系統に編入⇒中央の地方行政への指揮、監督権の確立。「府県会規則」で公選府県会が設置、但し、財産資格に基づいて、選挙権は地租5円以上、被選挙権は地租10円以上に与えられ、審議権のみをもち、発議権と決定権は府知事・県令がもつ。「地方税規則」は諸税を府県税に統合し、区町村内の協議費は別途負担。同時に郡長制設置⇒町村を共同態とし、地方名望家が、府知事・県令により、郡長に任命されることにより、知事の郡町村への監督権が強化されるとともに、「府県官職制」により、府知事は、属官と郡長の任免権や府県会の召集・中止権等の権限を与えられ、その権限が強化され、内務卿が知事の任免に法制上関与することにより、地方が完全に中央の統制下に置かれる。また、明治10年〔1877年〕に天皇親政を補佐する機関として宮内省に設置された待補制度を、翌年大久保暗殺後に内務卿となった伊藤が廃止⇒天皇制官僚のみが輔弼の責任⇒明治13年〔1880年〕改正教育令公布⇒前年公布の地方住民の自発性を喚起するという所謂「自由教育令」を改め、就学を義務づけ、教育内容と教員に対する府県知事の監督権を強化⇒天皇制教育の起点。

②軍制改革。徴兵制軍隊による、西南戦争と征台との遂行から欠陥が浮上⇒徴兵忌避と竹橋騒

動。(1)竹橋騒動への対処=明治11年〔1878年〕に竹橋の近衛兵大隊の兵卒の蜂起騒動発生、原因は西南戦争の恩賞への不満⇒旧藩時代の気風が残り、天子への忠誠心が欠如していることの結果と山県はみて、「軍人訓戒」配布=近代的軍制や装備とともに、兵士を中心に、軍人の思想と行動のあり方〔=エートス〕の重要性の喚起⇒神聖不可侵の天皇への忠誠と、その命令への絶対服従、上官の命令は天皇の命令、とする思想と行動の仕方を叩き込み、厳格な上下関係の秩序を構築する起点=地主、小作関係との類似〔明治15年(1882年)1月の「軍人勅諭」へ⇒太平洋戦争における、B29に大和魂で勝てる、との狂信への起点〕。(2)明治11年〔1878年〕参謀本部条約公布=統帥権独立の制度的起点=天皇の軍事大権を輔佐し、政府等の介入を遮断⇒軍制は陸・海軍省に委託=後に軍令⇒軍政のあり方が財政等に重大な影響力をもつ起点、同時に日本軍国主義体制確立への起点〔軍令と軍政の分離は、普仏戦争後のベルリンに留学した桂太郎の上申により、ドイツ軍制の導入〕⇒徴兵制の完全実施と軍器生産体制の強化⇒対外侵略目標の軍拡の起点。軍制改革とともに自由民権運動に対処するため警察制度を強化=明治10年〔1877年〕警保寮に警視局を新設=全国行政警察の監視と府県の警察の管轄権を賦与=内務省頂点の全国行政警察秩序の確立。

③14年の政変=国会開設への起点。政変の発端=西南戦争後の物価騰貴と、地租に殆ど依存していた財政収入に対して、増大する支出により招来した財政危機の克服策をめぐる対立⇒大隈と大蔵省の克服策=大隈は官営工場育成のための積極財政による国立銀行の紙幣濫発に原因を求めず、関税自主権のない状態での入超と、正貨の流出による洋銀価格の騰貴に原因をみる⇒外務卿寺島に条約改正交渉を命じ、明治12年〔1879年〕に横浜正金銀行を設立し、民間正貨の吸収を計るも、いずれも成果なし⇒物価騰貴による民権運動の活潑化⇒長州参議の大隈批判⇒明治13年〔1880年〕に大蔵省を掌握する大隈を失脚させるため、伊藤による政府官僚機構の改革=参議と卿を分離して、参議は内閣で基本方針を策定し、実務は卿以下に委せるべきだとして、法制等六部を設け、各部に「主管参議」を配置して、関係諸省の行政への指揮・監督権を与え、伊藤が4つの部の指揮・監督権を掌握=伊藤政権成立⇒財務再建と地方民権運動の抑圧を、寺島の後任外務卿、井上と内務卿、松方の協力のもとで遂行=(1)大隈、寺島の、税権を回復して、保護関税により輸入を防止する策に代え、協定税率引き上げによる関税増収と直輸出政策による正貨獲得策を遂行=横浜正金に「別段予金」を設け、内外為替への便宜を計り、「地方税規則中改正」令により、地方税、酒とタバコ税を引き上げて、輸出奨励金を与え、直輸出を奨励⇒政商の直輸出商社設立と、かれらによる横浜連合生糸荷預所設立=政商による輸出商品の流通独占の体系化=地方商社⇒零細製糸業者⇒養蚕農家の生糸流通網の完成。他方、横浜正金⇒三井等巨大銀行⇒地方の中小国立銀行の系列で零細製糸業者と養蚕農家を金融面で掌握⇒以上、系列内部における対立関係を含みながらも、系列関係者の民権運動への不参加を結果。(2)民間活力による殖産工業政策=大隈の官営模範工場育成のための積極財政政策に代え、明治13年〔1880年〕に「工場払下概則」を公布=官営工場や模範工場の政商への安価な払い下げ=財政支出の削減と払い下げ金により財政収入の増大、並行して農商の保護から管理への方針転換〔明治14年(1881年)に農商務省設立へ〕⇒民間活力を喚起⇒これは同時に、財政を軍事部門の官営工場と内乱鎮圧のための鉄道建設に集中することを意味。(3)自由民権運動抑圧策=明治13年〔1880年〕に刑法、治罪法を発布〔明治15年(1882年)1月1日に施行〕⇒明治14年〔1881年〕、請願上書の禁止⇒明治15年〔1882

年], 集会条例改正, 戒厳令制定, 請願規則制定⇒明治16年〔1883年〕, 新聞紙条例改正, また, 明治14年〔1881年〕警視庁の復活と憲兵制度の設置。(4)地方税改正=明治13年〔1880年〕, 「区町村会法」と「改正府県会規則」による区町村の自治権剥奪と, 郡長, 府県知事への裁定権賦与=内務卿⇒知事⇒郡長⇒戸長の系列支配の強化⇒同年に地方税規則改正, 備荒儲蓄法の制定=知事の権限での非常の災害への支出と, 非常のさい, 国庫支出を廃し, 地域住民の供出へ切り換え=地方有力者を軸とした地域住民の連帯を編成し, 民権運動の抑止と財政支出の削減を計る。

14年の政変=以上の伊藤の政策への大隈の反撃=明治14年〔1881年〕3月, 大隈が建議書を提出〔同年中に憲法を制定し, 翌年に議会召集。欽定憲法により, 議院制内閣=政党内閣制を提唱=イギリス模範〕⇒岩倉・井上建議〔憲法制定の全権を伊藤に与え, プロイセンを範として天皇大権, 立法権は天皇と議会が分有=大日本帝国憲法の原型〕⇒大隈の孤立⇒北海道開拓使官有物の払い下げ問題に対する大隈の新聞による政府攻撃⇒大隈を罷免するとともに国会開設の詔勅の発布。

4. 14年政変から憲法発布と国会開設へ。考察の順序として, ①中央行政改革, ②軍備拡張と日本銀行創設, ③松方デフレと自由民権運動の激化, を設定。

①中央行政改革。明治14年〔1881年〕の国会開設詔勅発布後, 参事院を設置=各省からの法律規則等の検討, 修正, 不適當な所を再議させる権限⇒6部制に分割されていた事務の統合=行政権が立法権, 司法権に優越=プロイセン模範の行政国家建設の起点〔⇒これが憲法制定と国会開設へ向けての検討に反映=憲法制定の機関を参事院に置き, 伊藤が長官となり, 宮内卿を兼任して天皇中心の憲法を構想, 他方, 伊東己代治中心の「国会規則」制定では, 予算の議会決定権を拒否, 租税は元老院に先議権=国会の骨抜き案を検討〕⇒明治18年〔1885年〕内閣制度創設=参議, 卿を廃して伊藤が正式の内閣総理大臣へ, 前年の, 地方制度改正による戸長官選制布告で, 区町村会の自治が剥奪されて内閣の統制下へ。

②軍備拡張と日本銀行の創設。明治15年〔1882年〕1月, 陸軍卿大山と参謀本部長山県による対清軍備拡張の提起⇒同年7月に京城事件〔壬午事件〕で拍車⇒同年8月, 山県が軍備拡張上申書を政府に提出=軍備拡張8か年計画により常備軍4万人, 軍艦48隻を整備, 同時に軍人勅諭の発布=天皇の軍隊との大義による, 軍人思想の強制的等質化 Gleichschaltung=これに反する思想の徹底排除⇒憲兵を司法警察として, 民衆の思想と行動の取り締り〔⇒軍人思想への民衆の同意強制〕⇒明治16年〔1883年〕徴兵令改正=国民皆兵制の徹底化と兵種決定方法の採用。他方で, 軍備拡張8か年計画の目的達成のため, 武器や甲鉄艦を輸入するための正貨蓄積と, 貨幣価値を安定させて, 低金利融資による兵器生産の必要⇒明治15年〔1882年〕日本銀行の創立=唯一の発券銀行として, 兌換券を発行して, 正貨蓄積と不換紙幣整理。また, 兵器生産強化のため, 兵器部門以外の官営工場を捨値で政商に払い下げて財政収入の増大を計り, 巨大銀行に対して官公金取り扱いの便宜を計る=国家資本と特権資本の軍拡のための癒着, 軍国主義の基盤整備⇒「日韓修好条規」を利用して, 政府の保護のもとで, 特権的政商が朝鮮の米, 大豆, 産金等の略奪的貿易へ。

③松方デフレと自由民権運動の激化。日銀創立による紙幣整理⇒急激なデフレへ⇒農村を直撃=米価, 繭価の暴落と, 軍備強化のための酒造税や煙草税等の増税および地租割・反別割と戸数割・家屋税の4税目中心の地方税の大増徴⇒自作と小作農の窮状⇒合法的, 平和的な自由民権運

動から、実力行使を含む激化事件の瀬発へ⇒、明治15年〔1882年〕福島事件⇒翌年の高田事件⇒明治17年〔1884年〕に松方デフレの影響が最高潮へ⇒群馬事件、加波山事件、秩父困民党事件〔=自由民権運動のピーク=関東、東山、東海の養蚕地帯で、生糸と繭価が暴落⇒租税滞納と借金の累積⇒高利貸への借金10年据え置き、減税等を郡役所に要求〕、名古屋事件、飯田事件⇒以上は弾圧により鎮圧。激化事件の意義=借金の帳消しや質地返還要求とともに、基本的要求は三大綱領=国会開設、地租軽減、条約改正にあり、明治23年〔1890年〕の国会開設と国会のあり方に一定の影響をもった点。

5. 憲法制定と国会開設に至る過程。考察の順序として、①自由民権運動の農民的反対派から穏健な市民的反対派への移行とそれへの対策、②統治機構の整備、③軍制の整備、を設定。

①市民的反対派による自由民権運動の継続。明治18年〔1885年〕成立の伊藤内閣による条約改正運動⇒鹿鳴館時代の招来⇒秘密裡での条約改正会議=新通商条約と引き換えに、国内における外国人の、日本人と平等な権利の認可⇒政府内の国権主義者から反対の火の手⇒旧自由党と改進黨の民権派による反対運動へと波及⇒明治19年〔1886年〕に、星亨や中江兆民等の旧自由党と末広重恭等の前改進黨の旧幹部が結集して、大阪中の島の自由亭で全国有志懇親会開催⇒翌年板垣も党友その他とともに土佐を出発⇒明治20年〔1887年〕に板垣が意見書を天皇に上奏=失政10か条をあげて政府を弾劾⇒後藤中心に「三大事件建白」運動=「言論の自由、地租軽減、外交の挽回」⇒全国に波及して愛国有志同盟会結成⇒政府は保安条例発布〔=対立の頂点〕⇒建白書運動家600人を東京から追放、退去拒否者を投獄⇒後藤の「大同団結」提唱と地方遊説=言論、集会の自由、税負担軽減、税支出の国民監視を、国会開設により検証⇒政府により、治安妨害を理由として、民権論掲載の雑誌が発売禁止⇒他方、大隈、後藤の入閣による大同団結派の分裂と、憲法発布時の大赦令による民権派の慰撫策および国会開設へ。

②統治機構の整備。自由民権運動への弾圧強化とともに統治機構の整備。中央行政機構では、明治18年〔1885年〕の内閣制度創設により、内閣総理大臣と国务各大臣は直接天皇を輔弼する責任⇒明治20年〔1887年〕の官吏服務規律により、天皇と政府への厳格な忠誠義務と自己規律が規定⇒明治21年〔1888年〕に枢密院設置=天皇の「至高顧問の府」として「元勳及練達の人」による憲法解釈の最高の権威機関=天皇⇒枢密院⇒官僚の指揮、監督権の強化。地方行政では、明治21年〔1888年〕に市制、町村制の公布〔明治22年(1889年)4月施行〕、また、同年に審議が開始され、明治23年〔1890年〕に改正が断行された府県・郡制=地方の有力者層が行政の政策決定過程に参画=政府⇒府県⇒郡⇒市町村の中央集権行政の徹底化および伝統的村落共同体秩序と国家行政機関との融合。警察機構の整備では、明治19年〔1886年〕の内務省官制、警視庁官制⇒明治21年〔1888年〕の警察官吏配置及勤務概則で整備。裁判機構の体系化では、明治19年〔1886年〕の裁判所官制⇒明治23年〔1890年〕の裁判所構成法により体系化。

③軍制の整備。既述の対清開戦論の抬頭⇒明治19年〔1886年〕に師団制と海軍鎮守府官制=即戦体制への転化の起点⇒明治21年〔1888年〕に参謀本部条例を改正して陸軍・海軍参謀本部を設置、師団司令部をその下に配置、歩兵28個連隊の全国主要都市への配置と歩兵大隊ごとに分屯地設置=警察と連繋しての反抗の未然防止=軍事権と統帥権の独立強化と対内的には民衆への監視と弾圧体制の強化および対外的に武力侵略体制強化。

6. 憲法制定と国会開設。以上、天皇中心の、中央行政優位の体制および軍制を確立するとと

もに、憲法制定と国会開設へ。以下、考察の順序として、①憲法制定と国会の創設過程、②憲法発布、③国会開設、④教育勅語と地方自治、を設定。

①憲法制定と国会開設に至る過程。以上の中央から地方への行政、警察、裁判機構の整備と軍制改革と並行して、憲法制定と国会開設の準備が進行＝明治15年〔1882年〕伊藤は、伊東己代治とともに、プロイセンとオーストリアに憲法調査のために出発⇒グナイストやシュタインについて、プロイセン憲法と、天皇大権を強化するため、政府や官僚機構の整備をいかにすべきか、を学ぶ⇒明治16年〔1883年〕帰国後、参事院に憲法取調所設置⇒明治17年〔1884年〕宮中に制度取調局を設置し、伊藤が長官、および、天皇の権威を利用するため、宮内卿を兼任⇒憲法起草とともに、内閣制度と諸官制、官吏任用制度、地方制度、行財政制度等の立案作業遂行、同時に伊東中心に「国会規則」作成＝国会の権限の骨抜き作業⇒明治17年〔1884年〕華族令、明治19年〔1886年〕華族世襲財産法創設⇒512人の有爵貴族創出＝貴族院の構成員と内閣と高級官僚の補給源創出⇒明治21～22年〔1888～89年〕皇室財産を設定して、天皇制の物質的基盤を強化。以上、天皇を頂点とする行政、司法、立法の体系化と、そのための機構整備の完了⇒憲法と国会は以上の事後承認。

②憲法の制定。明治22年〔1889年〕2月11日、天皇が大元帥の服装で、皇居正殿に270人余りの大臣以下文武官僚と新華族を集めて、大日本憲法発布の式典＝憲法は7章76条より構成、第1～3条は天皇の万世一系性、世襲主義、神聖不可侵性を規定、そのうえで、天皇は大臣と全官吏の任免権、宣戦と講和、条約締結の外交権、法律の裁可、公布、施行の大権と法律に代る勅令発布権という立法権、議会の開閉、停会、解散権と、司法に関する全権限、軍隊の統帥権を保持＝天皇が内政、外交、軍事にわたる全権限を掌握＝立憲主義の外観のもとでの絶対主義＝外見的立憲主義。但し、自由民権運動の慰撫策として立憲主義の制約も存在＝例えば第4条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と天皇主権を認めつつも、君主権の憲法による制限を規定〔⇒美濃部達吉の天皇機関説、大正デモクラシーへ〕。

③国会の開設。明治23年〔1890年〕帝国議会の開設＝貴族院と衆議院の2院制、貴族院は皇族、華族、勅撰議員、多額納税者議員300人から構成。衆議院は300人の代議員から構成＝代議員は、選挙権が与えられる、直接国税15円以上の納税者〔ほぼ2町歩の中小地主以上で第1回選挙では全人口の1.1%〕による選挙で選出＝財産資格に基づく選挙権〔＝初期には大地主が多く、「地主議会」を形成〕。貴族院と衆議院は対等の権限。立法協賛権や予算の審議、承認権は天皇大権により著しく制限、しかし、自由民権運動の成果としての議会による制約も発生＝(1)立法権は議会の協賛を経た後、裁可、公布、執行の天皇大権が実施、(2)予算についても、議会の協賛が必要、新規租税や税率変更は立法の必要、(3)有権者は全人口の1.1%とはいえ、中小地主を含み、かれらの不満が何らかの形で議会に反映〔＝初期議会における民党と吏党の対立〕。

④教育勅語と地方自治。明治23年〔1890年〕第1回通常議会召集に先立ち、「教育ニ関スル勅語」が発布＝小学校の幼児教育段階から、忠孝を基軸とする、天皇制国家と家との家族国家観を道徳の基本として、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ……天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と、「朕カ忠良ノ臣民」としての献身思想を育成＝天皇制国家の制度構築とともに、国民思想の国家への統合策＝軍人勅諭とともに、天皇中心の軍国主義思想への国民の強制的等質化。

他方、議会開会に先立って、明治22年〔1889年〕に市制・町村制が施行、翌年に府県制・郡制

を制定し、中央政府の地方支配を容易にするためとはいえ、自由民権運動の慰撫策として、地方自治制度を制定。(1)町村における有権者は、満25歳以上の男子戸主、2年以上の居住者、地租または直接国税2円以上の納税者、の三条件を満たした者=小作農は除外、選挙は2級選挙法=納税額の高い順に選挙人名簿を作成し、租税総額2分の1を納める上位グループを1級選挙人、他を2級選挙人とし、半数ずつの議員を選出=財産資格に基づく不平等選挙権、(2)市は3級選挙制=有権者は地租または直接国税2円以上の納入者⇒直接市税総額を3分し、上位3分の1を納税するグループを1級、中位を2級、下位を3級選挙人として、各3分の1の市会議員を選出=財産資格に基づく不平等選挙権、(3)府県では、既述のように、財産資格に基づき、選挙権は地租5円以上、被選挙権は地租10円以上の納税者に限定⇒以上、議会の権限が審議権のみに限定されていたうえに、町村議会・市議会⇒府県会⇒衆議院⇒貴族院の選挙制度は土地所有の大小の序列に照応し、下層の小作農や自作小作農は排除。

B. 天皇制絶対主義の確立から第二次大戦終了まで。以上明治維新以後における民主主義の発展を、天皇制絶対主義機構の構築とその思想強制とが進行する過程において、自由民権運動により、憲法が制定され、国会が開設され、外見的立憲主義が成立する過程として考察。以下では、民主主義の発展を、国際情勢の推移と経済発展に伴う天皇制絶対主義機構の変容との関連において、選挙権の拡充運動=普選運動を中心に考察。

1. 松方デフレから日露戦争まで。松方デフレ⇒繊維工業中心の産業革命の進行=労働力は出稼ぎ女工〔細井和喜蔵『女工哀史』〕⇒明治27~28年〔1894~95年〕日清戦争⇒明治34年〔1901年〕官営八幡製鉄所の操業開始で重工業も発展⇒労働争議と社会問題発生=日清戦争後の職人主体の争議から重工業男子労働者中心の争議へ移行=明治30年〔1897年〕、高野房太郎や片山潜等による労働組合期成会結成、また、同年、信州松本で木下尚江等が「普通選挙期成同盟会」を結成=普選運動の起点〔財産資格に基づく不平等選挙権から一定年令以上の男子への平等選挙権の要求へ〕⇒明治31年〔1898年〕活版工同志懇談会や、阿部磯雄、片山、幸徳秋水等による社会主義研究会〔=キリスト教的改良主義の立場に立ち、社会改良と労働者の人格修養に力点〕が結成⇒明治32年〔1899年〕に「普通選挙期成同盟会」が東京に設立=自由主義と社会主義者の協力関係が形成⇒1900年体制へ〔=明治33年(1900年)は、足尾鉍毒事件での被災民弾圧について、田中正造が衆議院において質問した年であると同時に、今後の政治と経済の発展を決める諸要因が出現〕=明治33年〔1900年〕社会主義研究会が社会主義協会と改称して実践活動へ⇒同年、山県内閣による治安維持法公布=労働組合に対するストの実質的禁止や政治結社への女子の参加禁止等、労働組合と一切の大衆的行動を警察の取締り対象へ、同年、伊藤を初代総裁とする立憲政友会結成=明治政治史上の一画期=自由民権時代の自由党の流れを汲むも、伊藤を中心として藩閥官僚と協力して道路や治水等の地方利益の実現による党勢拡張方針へ転換=天下国家を論じる政党から実利中心の政治への移行=公共事業をめぐる政官業の癒着と選挙区への利益誘導政治の起点〔⇒大正13年(1924年)護憲三派内閣成立まで継続〕⇒明治34年〔1901年〕5月、木下、安部、幸徳、片山等による社会民主党結成〔綱領は、段階的不平等の打破を中心に普選実施等を含む民主主義的性格〕=日本最初の労働者政党⇒山県内閣は即日結党を禁止し、新聞等の発行も禁止⇒明治35年〔1902年〕に最初の普選法案が衆議院に上程〔特別委員会決議では44対44票で、委員長の設定で否決〕⇒明治37~38年〔1904~05年〕日露戦争。

2. 日露戦争から普通選挙法施行まで。明治38年〔1905年〕9月5日にポーツマス条約を不満とする民衆による日比谷焼打ち事件＝大正デモクラシー運動の起点⇒9月6日に戒厳令を発して鎮圧⇒1道3府42県に波及してポーツマス条約反対決議⇒以後、大正7年〔1918年〕の米騒動に至るまで9月5日と明治憲法発布の日、2月11日に民衆騒擾発生＝民衆主義的国家主義の発展＝政治における公平と公正の尊重、対外強硬主義、および閥族打破、憲法擁護の立憲政治の確立、を要求⇒明治43年〔1910年〕に普選同盟会が普選大会を開催⇒普選法案を衆議院に提出⇒政友会、国民党、中央倶楽部が賛成⇒明治44年〔1911年〕3月に普選法案が衆議院通過⇒穂積八束が中心となり貴族院で否決〔理由は、議会は君主の統治機関であり、国民の代表機関ではない〕⇒明治43年〔1910年〕に浮田和民が「内に立憲主義、外に帝国主義」を唱え、民本主義と倫理的帝国主義〔＝海外移民による日本帝国勢力の扶植と経済圏確保〕を結合⇒大正2年〔1913年〕大正政変＝藩閥桂内閣が閥族打破、憲法擁護の民衆デモで倒壊〔＝第一次護憲運動〕⇒山本海軍閥内閣がシーメンス汚職事件で倒壊⇒立憲改進黨の大隈内閣成立＝政党内閣の起点―大正3～7年〔1914～18年〕第一次世界大戦―⇒大正5年〔1916年〕1月、吉野作造が「中央公論」に代表的政治論文「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」を発表＝内容は、民主主義は主権在民という危険学説と混同の恐れがあり、平民主義は貴族敵視と結びつがゆえに、君主制や共和制といった国体の如何にかかわらず、一般民衆を重んじる民本主義を主張、それを実現するための手段として普通選挙と政党政治の確立の必要を主張し、藩閥専制勢力の拠点である軍部、枢密院、貴族院のあり方を批判、また、民本主義は社会主義に否定的で、民主主義は国民の智徳が低ければ「衆愚政治」に陥る危険を孕み、民衆の意向を踏まえた少数賢者による民本主義を主張＝哲人政治〔吉野は翌年の論文では、西洋における社会施設は民衆の要求の結果と述べたうえで、民衆運動における規律と節制を強調⇒さらに翌年の論文では、アジア人民の民族独立運動に深い理解と同情を示す〕―大正6年〔1917年〕ロシア革命＝世界最初の社会主義国家の成立―⇒大正7年〔1918年〕米騒動＝日本におけるプロレタリア労働運動の新しい段階の起点＝自由主義者と社会主義者とへの分裂＝山川均の吉野批判＝吉野の民本主義は主権の所在を曖昧にした人民抜きデモクラシー論⇒同年、米騒動で失態を演じた寺内内閣の総辞職⇒原敬政友会内閣成立＝普選運動に冷淡＝大正8年〔1919年〕に小選挙区制を実施して政友会が圧倒的多数獲得⇒野党の普選法案を一蹴＝理由は、普選による階級制度打破は不穩思想⇒大正9年〔1920年〕戦後不況と労働運動内でのアナルコサンジカリズムとボリシェヴィズムの主導権争いと後者の勢力の増大⇒「革命間近」の幻想が発生⇒大正11年〔1922年〕にボル派の山川均の論文発表＝無産階級運動が議会主義や普選で去勢される危険を警告＝社会主義運動における民主主義の軽視⇒普選運動は原内閣と労働運動の挟み打ちで停滞⇒大正10年〔1921年〕原敬殺害⇒政友会高橋是清内閣へ⇒大正11年〔1922年〕山県死去と山県系官僚閥の分裂とワシントン条約〔海軍軍縮と中国に対する9か国条約等〕＝国内、国際政治の転期〔国際的には幣原協調外交へ、国内的には野党第1党の憲政会が普選を鮮明にし、立憲国民党が革新倶楽部に改組し、犬養、尾崎等が普選を掲げる。同時に、大衆運動において京都で全国水平社創立大会、日本農民組合結成、堺・野坂・徳田等による日本共産党の非合法結成、平塚・市川等の新婦人協会が日本最初の婦人政談演説会開催〕⇒大正12年〔1923年〕虎ノ門事件〔難波大助の摂政狙撃事件〕と関東大震災〔朝鮮人虐殺と大杉栄等、無政府主義者、社会主義者の殺害事件〕で民衆の間で反社会主義感情が昂揚⇒社会主義者が普選運動

支持へ転換⇒大正13年〔1924年〕政友会、憲政会、革新倶楽部が、政党内閣実現のため、護憲3派を結成〔高橋政友会内閣の後、加藤友三郎、第2次山本権兵衛、清浦奎吾内閣と3代非政党内閣が継続〕=第2次護憲運動⇒総選挙で護憲3派の圧倒的勝利⇒加藤高明護憲3派内閣成立⇒大正13年〔1925年〕内閣は公約に従って普通選挙法を成立=従来の財産資格に基づく選挙権は、直接国税3円以上納入の男子であったのが、選挙権は25歳以上、被選挙権は30歳以上の男子に平等に与えられることになったが、生活扶助者と女性は除外⇒有権者が総人口の20.1%へ、実施は3年後⇒同時に治安維持法施行=天皇中心の国体および資本主義の改革を目指す共産主義運動の禁止⇒昭和2年〔1927年〕金融恐慌⇒昭和3年〔1928年〕日本最初の普通選挙実施⇒無産諸派が8議席獲得と田中内閣による共産党と労農党の大弾圧〔3.15事件〕⇒同時に満州支配のため、張作霖爆殺事件⇒治安維持法を改正して死刑導入と特高警察大増強⇒民主主義の岐路へ。

3. 普通選挙法施行から敗戦まで。昭和4年〔1929年〕世界恐慌⇒満州での石炭と大豆の価格暴落⇒満鉄の赤字⇒昭和6年〔1931年〕満州事変=国際協調と軍縮時代の終焉⇒昭和7年〔1932年〕、5.15事件で犬養首相殺害=政党内閣時代と大正民主主義の終焉⇒昭和8年〔1933年〕滝川事件=自由主義思想弾圧開始⇒昭和11年〔1936年〕2.26事件=軍部独裁と天皇制ファシズムへ⇒昭和12年〔1937年〕日華事変⇒戦時経済体制へ⇒昭和13年〔1938年〕国家総動員法=政府が、国会の承認なしで、国内の人的、物的資源を戦争目的に動員する権限⇒昭和15年〔1940年〕民政党斎藤隆夫の、衆議院における軍部批判演説と議員除名、第2次近衛内閣による「基本国策要綱」と「経済新体制確立要綱」=東亜自給圏の確立と高度国防国家の建設⇒国内での新体制運動の推進⇒すべての政党の解散へ=無政党時代へ移行⇒大政翼賛会と大日本産業報国会〔=階級闘争を排し、労働者を軍隊組織に編成し、労資一体で戦時生産に協力=日本型全体主義の確立⇒昭和16年〔1941年〕太平洋戦争へ=東条内閣により議会抜きの御前会議で決定⇒以後、御前会議、大本営政府連絡会議、最高戦争指導者会議等で重大決定=天皇制ファシズムの完成⇒昭和20年〔1945年〕敗戦。

以上、明治維新以後に、日本における民主主義が辿った苦渋の道を絶えず想起しながら、今日の日本における20歳以上の男女が選挙権を有する普通選挙制を基礎として、民主主義制度の完備した時代に生きる諸君は、この制度を活用し、守り育てる義務がある。なお、附属メモの〔Ⅱ〕と〔Ⅲ〕、とくに〔Ⅲ〕は、全面的に、後藤靖『自由民権—明治の革命と反革命』中公新書、1972年、および、中村政則『経済発展と民主主義』岩波書店、1993年、に依拠して作成。因みに、後者は、1990年代後半に学部ゼミのテキストとして使用。

む す び

最後に、附属メモ〔Ⅱ〕と〔Ⅲ〕について附言して結びとしよう。ここでは、明治維新から敗戦に至るまでの、日本における経済と民主主義の発展を、天皇制絶対主義の成立と展開、および近隣諸国への軍事的侵略を主要局面に据え、これと絡み合いながら、そのもとで発展した、との視角からメモを作成している。歴史は多様な側面から成り立っていて、メモとは異ったさまざまな側

面からの叙述も可能である。例えば、日本の今日の経済の繁栄と民主主義の発展は、江戸時代に既にその基礎が築かれ、そのうえで明治以降、欧米先進国の文物を導入し、欧米に比肩する日本を築くために、営々と努力を積み重ねてきた先人の成果である、あるいはまた、欧米諸列強が自由主義段階から帝国主義段階に移行しようとしていた時期に、黒船来航により鎖国の夢を破られた日本が、植民地化を防ぎ、列強に伍するためには、天皇制絶対主義体制のもとで、強力な政治主導により経済を発展させ、民主主義を外見的立憲主義の形態においてのみ許すという道が最も効率的であり、途上国の近代化の秀れたモデルを提供するものである〔開発独裁論やガーシェンクロンモデルに通じる視角〕、等々。

私の附属メモ〔Ⅱ〕と〔Ⅲ〕は、私の戦争経験から、再びあのような戦争を繰り返してはならない、との関心と視角に立って作成されている。今日、憲法改正が日程に登り、イラクの人道支援に自衛隊が派遣される等、歴史がどの方向に進むかは不明であるにせよ、明らかに戦後史の分岐点に立っている以上、私の関心と視点から、明治維新以降敗戦までの歴史を振り返っておくことは、諸君がこれからの日本の将来を考えるうえで参考になると思われる。

とはいえ、諸君は経済学部の学生であるので、経済との関連において、諸君が歴史のどのような側面または事態に関心をもつのか、は、諸君がこれまで生きてきた経験に基づいて、諸君の内発的な自由意志により、主観的に決断されるべきであって、他から、または客観的に重要であるとの理由づけでもって、外から与えられるべきものではない。これは学問の自由にかかわる問題であり、学問の死活にかかわる問題であり、諸君が冒されたり、逆に放棄したりしてはならない問題である。しかし、諸君が主体的に選択した特定の側面ないし事態を研究することが、人類にとり、日本にとり、諸君のこれからの人生にとり、どのような意味をもつのか、については、多くの人々の意見を参考にして考えてみる必要がある。最終的に決断するのは諸君であっても、可能な限り有意義と思われる問題の勉学に励むことが望ましいからである。

この結果、諸君は私とは異って、平和で民主的な、そしてモノの豊かな日本で生まれ育ってきたので、当然私とは異った経験に基づく、異った特定の関心と視点から、経済にかかわる歴史の特定の側面ないし事態の勉学に励む可能性が高いと思われる。いかなる側面や事態に関心をもつにせよ、それが歴史全体の特定の側面の理解に焦点が当てられるにすぎない以上、当然に特定の意義をもつと同時に限界をももたざるを得ない。多様な側面をもつ歴史の全体の理解は不可能であり、有限の人間にとって無意味である。したがって、絶えず自分とは異った、特定の関心と視点に基づく秀れた成果に注目し、自分の勉学のもつ特定の意義と限界とを、それとの比較において確定し、視野を拡大していくことが重要である。諸君の斬新な関心と視角からする成果を期待すると同時に、諸君も、この私のメモを諸君の勉学の一助にして欲しいと思う。以下、私の学問の仕方について述べ、諸君の参考に供したいと思う。

以上から、つぎに、諸君は、自分の経験に基づいて、主体的に選んだ、経済に関連する歴史の特定の側面か、または一事態に焦点を当て、その理解に努めることになるのであるが、その歴史的側面または事態を理解するという行為は、学問の領域に属する問題であって、主観的、個別的、または個人の自由意志の領域の問題ではない。すなわち、そこでは、まず、多くの史料のなかから、特定の歴史の側面、または事態と関連する歴史的事実を収集し、つぎに、諸君の関心のある歴史の側面における歴史的結果、または歴史的事態を招来した多くの諸原因のなかから、

最も重要と思われるいくつかの原因を取り出し、最後に、その原因と、諸君が理解するに値するとして選んだ歴史の一側面における歴史的結果、または事態とを、歴史的事実の合理的な連鎖によって結合するという行為が必要になってくる。この結果、諸君の特殊個別的な経験を基礎に、主観的関心により設定された、特定の問題が、歴史事実の合理的連鎖に基づく因果連鎖を明らかにすることにより、万人に理解可能な科学に転化することになる。経済との関連において、諸君の個別的経験に基づいて、諸君が個別主観的な関心から選んだ歴史の一断面が、それを理解するために、歴史事実に基づく合理的な因果連鎖を明らかにすることにより、個別特殊性から万人に理解可能な普遍的科学に転化するという、ここでの筋道は、社会科学一般においても妥当する。社会科学が経験科学といわれる所以である。

したがって、ここで諸君の特定の関心により選ばれた歴史の一側面ないし事態という研究対象を、現在における特定の経済の側面〔経済理論、経済学史、経済政策等々〕ないし事態〔物価問題、賃金問題、配当問題等々〕に置き換えたばあい、経済研究にそのまま妥当する。諸君は、現在の特定の経済の側面や事態のもっている、これまた特定の問題を、諸君の個人的、特殊的経験に基づく特定の関心と視角から、自由意志によって選択し、その側面ないし事態が生じてきた合理的な因果論的関連〔原因—結果の関係〕を、事実の合理的連鎖によって明らかにすることにより、現在それがもっている問題を理解することができる。このことは、現在の経済の問題を理解しようとするさい、それが生じてきた歴史過程の理解が絶対に必要であることを示している〔「歴史は常に現代史である」クローチェ〕。

ところで、過去の歴史的所産として現在を把握するという社会科学に共通する学問領域の問題は、必然的に、諸君が関心をもっている現在の問題を、それを良しとしているか、悪としているかにかかわらず、未来に向けて、かくあって欲しいという、将来への希望と結びついている。〔未来を信じ、未来に生きる〕〔末川博〕ことが青年の特権である以上、諸君は将来に希望をもって努力すべきである。

そのさい、将来の希望を達成するためには、現在の問題を、将来どのようにすればよいのか、という目的を明確にし、その目的達成のために最も適格的であると思われる手段を選択して、目的達成に向けて実践することが必要であり、これは実践的領域の問題に属する。ここでは目的論的関連〔目的—手段の関係〕が問題となる。

以上、諸君は、現在の関心のある問題を理解しようとするれば、それを過去の歴史的所産として把握し、学問的に因果論的関連を明確にする必要があり、現在の問題を未来に向けて発展させるという希望を実現しようとするばあい、ここでは実践のために、目的論的連鎖を明確にする必要が生じる。ここにおいて、現在を中心に、過去と未来が結合し、学問と実践とが結合し、因果論的連鎖と目的論的連鎖が結び付き、社会科学の一環である経済の諸分野を学ぶ意義が生じる。

以上の経済の諸側面や社会経済史を一分野に含む、社会科学における、学問と実践との結合の問題は、現在が「何処から」来て、「何処へ」行くべきであると考えなのか、という問題と緊密に結びついている〔もとより、現在の何処、または何に関心を持ち、また、それを何処へ行くべきであると考えなのか、は、諸君個々人の異った経験から導き出される問題であって、当然異なる〕。しかし、この問題は、同時に、社会科学と宗教とが緊密に連繫することを示しているので、以下、この点に触れておきたい。

マックス・ヴェーバーは、「世界宗教の経済倫理 序論」において、宗教的な「救い」の信仰は、「何処から」そして「何処へ」または「何から」「何へ」「救われる」ことを欲し、「救われる」ことができるのか、についての明快な世界像を画くことにより、その独自の意義を獲得した、と述べている〔マックス・ヴェーバー『宗教社会学論選』みすず書房、所収〕。「何処から」「何処へ」という問題は、諸君が選びとり、関心をもつ現在の問題を、現世〔此岸〕において、それが「何処から」生じ、自ら画く理想とする「何処へ」導こうとするのか、という社会科学の分野での問題の延長線上で、現世の苦難が何処から生じ、来世〔彼岸〕の「救い」へと至るのにはどうすればよいのか、という宗教問題をもまた問題となし得る射程をもっている。こうして社会科学と宗教とは密接に関係するのである。

今日の日本は、かつて「人生50年」といわれていたのが、平均寿命が男女で80歳前後にまで延びたとはいえ、諸君は、常に、人間である以上、やがては死を迎える、有限の「やがては終るべき旅路」を歩んでいることを自覚すべきである。また、グローバルにみれば、60億人の半数以上が1日2ドル以下の飢餓線上にあるとはいえ、現在の日本は平和でモノが溢れている。しかし、諸君が人間である以上、もし物質的に満たされていたとしても、また、そうであればある程、精神的空虚さと悩みが深まるのを避け難くなる。諸君は、現世を、カーライルが云う「汝が生まれるまでに数千年が経過しなければならなかった、また汝が自己のこの生涯をもって始めるものを、さらに数千年が沈黙のうちに待っている」という数千年の過去と未来との間の現世の瞬時の生活が、涙の谷であることを自覚すべきである〔マックス・ヴェーバー『儒教と道教』第8章、前掲『宗教社会学論選』に「儒教とピューリタニズム」として所収〕。

したがって、諸君は、どういった経過で立命館大学経済学部に入ってきたにせよ、経済学部で勉学する以上、苦悩の随伴する有限の個人の人生において、人間社会の経済的側面を勉学することが、自分の人生にとり、日本社会にとり、人類にとり、どういった意味をもつのか、を絶えず考えながら勉学する必要があるだろう。有限の個人の人生についての思索を欠如して、人間社会において経済的現世利益と幸福とが達成できると安易に考えることは非常に危険である。諸君は、他のすべての人々とは異なる、自分独自の個性をもった自分個人の有限の人生をいかに生きるべきか、を常に考えながら、日々の営みを日々の反省のうえに立って営むべきであり、社会科学の一分野としての経済についての学問をこうした自分個人の日々の営みのなかに位置づけて勉学に励むことが肝要であろう。

以上、宗教と社会科学の結びつきの重要性を指摘したうえで、再び学問の問題にたち帰ることにしよう。

私の個人的メモは、既述のように、私の戦争経験を基礎に、再び戦争を繰り返してはならない、との視点に基づく現在への関心から作成したものである。私の個人的希望としては、諸君が、諸君の経験に基づく、内から迸り出る関心に基づいて、現在の経済の特定の問題の学問的理解に努め、それを実践による、未来の希望実現へと結び付けて勉学をして欲しいと思う。そのために、私の作成した個人メモが、諸君の学問と実践に何らかの役に立つことを願っている。

なお、ここで、さらに、2点に注意を喚起して筆を置きたいと思う。

第一は、既に断っておいたように、学問の領域は広く、学問は、上述のような見地に立ってのみなされなければならない、と考えてはいない。上述の見地に立った学問の仕方は、私個人の仕

方であって、諸君が勉強するさいの参考に供したにすぎない。例えば、現在の問題とは全く関係のない、ある歴史事実とされている過去の事柄を、史料批判を通じて、事実であるかどうかを検証する作業とか、ある経済の指数とされている数字が、統計作成過程の吟味を通じて、指数たり得るか否かを検証する作業とか、ある時代のある村の史料を手がかりに、その村での経済生活のあり方を追及する等々も学問の重要な領域である。ここでもまた、いかなる関心から学問をするにせよ、自分の行なおうとしている学問の意義と限界とを心得て、自分の学問の仕方が唯一絶対に正しいとの過信に陥ることなく、謙虚な気持で学問をする必要がある。

第二の注意点は戦後史のメモに、さらに戦前の附属メモ、とくに〔Ⅱ〕と〔Ⅲ〕をつけ加えたことと関係する。それは、現在の日本における諸問題を理解しようとするさい、少くとも明治維新以降の歴史的経過を知っておくことが重要と考えたからである。例えば、今日問題となっている構造改革についても、中央省庁に巨大な権限と財源が集中し、これが財政赤字の重要原因となっていることから、道路公団や郵政の民営化、地方分権の推進により、「官から民へ」、「中央から地方へ」のスローガンのもとで「小さな政府」を目指しているのであるが、既述のように、イラク問題や北朝鮮への拉致問題が生じ、小泉総裁再選と衆議院選挙の勝利の過程で、所謂抵抗勢力と妥協することにより、腰砕けの様相を呈している。ところで、その官と中央への権限と財源の集中は何処から生じてきたのか、については種々の見解があり得る。私は明治維新以降の「上から」の近代化過程に主要な原因を求め、附属メモ〔Ⅱ〕と〔Ⅲ〕で折に触れて指摘したのであるが、逆に主要原因を戦後にのみ求める見解もあるので、その点について見てみよう。

日本は、戦後改革を経て、憲法は天皇主権から主権在民に変わり、経済は資本主義へと純化され、政治制度は天皇制絶対主義体制から議会制民主主義制度へ移行し、基本的人権が認められて市民社会が成立した。そのうえで、行政面では、市民権の拡大によりサービス業務の範囲が拡大し、一方で、情報集収、監視、国家統制が必要となり、他方で、サービス業務の拡大とその効率的運営のために組織が巨大化、専門化して、組織内部が縦割りの規則に基づいて官僚制化され、その頂点に巨大な権力と、行政のための財源が集中して、今日の弊害を生み出した。

こうした行政面における、近代化の内部で進行する過程に加えて、第2次大戦における軍事的効率を高めるための政治的欲求が、社会構造を近代化させる巨大な推進力となり、この外からの圧力も上述の近代化の弊害を生み出す原因として作用したのである。

以上は、現在日本の弊害は戦中・戦後の近代化の進展の結果である、とする見解である。すなわち、市民権拡大に伴う行政範囲の拡大と、そこでの効率的な業務の遂行という、目的達成のための合理化の進行が、第2次大戦での、社会構造を近代化させるという強大な圧力も加わり、近代的行政機構というシステムが整備されていき、各中央省庁の頂点における巨大な権限の集中と、増大する行政業務遂行のための財源とが生み出されたとの説明であり、欧米諸国においても同じ過程が進行しており、戦争と戦後の近代化の生み出した弊害として理解されている。なお、目的を異にすとはいえ、同じ過程が、社会のすべての分野、例えば経済分野における市場経済機構や教育、宗教、娯楽等々の分野においても進行し、それらが目的合理性を追求する冷徹非情な巨大マシンと化して、このシステムに個人が統合されることにより、人間生活面での個人の自由と生きる価値と意味〔価値合理性〕とが失われていくという弊害をも生み出している、と。

確かに、戦後日本において、以上のような、欧米におけると同じように外見上見える近代化過

程が進行した局面をもつことは、否定できない事実である。しかし、それは前近代的人間関係を内包した組織集団間の競争によりもたらされたものであり、近代化した技術や組織や制度を運営する日本人の思想と行動のあり方についてみる時、欧米と異なった前近代的様相が浮上してくる。欧米における近代人とは、封建的共同体の諸規制から独立し、自立した個人として、自由に考え、選択し、決断し、行動し、その全責任を自分で負うところで成立し、その個人を起点に集団が形成される。すなわち、人間生活面における個人の自由と生きる価値の喪失は、自立した個人の自由に基づく公正な自由競争を基礎に発展してきた近代社会が、その発展により巨大機構と官僚制支配を生み出し、これが個人の自由を抑圧する結果となったことにより生じてきたものである。自由が自由を殺すことにより、ポストモダンの問題が発生したのである。

しかし、日本においては、自立した近代的人間が成立したのであろうか。上下の人間関係でみると、テレビ番組の水戸黄門が長寿番組となっているように、大衆は自立した個人としての努力を不問に付して、自分の選挙区から選出された国会議員を媒介にして、ひたすら「お上」に陳情し、その権限に基づく財源配分の恩恵に預かろうとし、苦境に陥った時にも「政治が悪い」と、自分の責任を棚上げにして、自助努力をするよりも、議員の権威に頼って財源の配分でそれを脱しようとする。万事「お上」頼りの傾向が強い。逆に中央省庁の行政官僚は、明治維新以来の、官による民の指導による「上から」の発展という伝統的な思想と行動のあり方を代々受け継いでゆき、権限と財源を民や地方に委譲するのを拒否する。こうした「下から」の「お上」頼りと、「上から」の「お上」の指導という、前近代的な上下の思想と行動のあり方が合致して、巨大な権限と財源を中央省庁が保持し、それを中心に政官業が癒着するという前近代的弊害と、組織集団間の競争が生み出す組織の巨大化と専門化を通じての弊害とが重なり合って、中央省庁の恩恵に預かるのに便利な首都圏に人口の3割が集まり、東京一極集中を結果する。因みに、日本と同様「上から」の近代化を遂行したプロイセンが、ビスマルクにより、25の領邦を統一して成立したドイツでは、連邦主義の伝統を受け継ぎ、郵便と鉄道が民有化された現在、中央政府の主要な権限領域は軍事と外交であり、明治維新以降、中央集権的に社会の全領域に対してといってもよい権限が、すべて東京の中央省庁に集中した日本と好対照をなしている。

他方、横における人間関係についてみると、自立した個人の自由を起点に集団が形成されると意識が薄く、局⇒部⇒課といった系列、または各系列内のグループ内において、上下の間での移動関係の閉ざされた身分制的上下関係へと、キャリアからノンキャリアへと配列された集団のなかで、明治政府が中央支配を強化するため、末端を共同体の自治に委ねた伝統を引き継いで、下に行くほど集団を共同体的、疑似血縁の家族関係とする前近代的な思想と行動のあり方が強くなっていく。すなわち、上司一部下、先輩一後輩の関係が、親子と長幼の序に疑せられ、「日本社会の家族的構成」〔川島武宜〕が形成される。したがって、個人は疑似家族集団に埋没し、集団の上下関係の秩序を維持しつつ、集団の和を求めて、お互いをかばい合うことで責任の所在が不明確となる。また、個人の自由を確保するという意識が薄いため、勤務外のつき合いにおいても、会社の人間とのつき合いの比重が高くなり、そこにおいても、さらに私的な家族間のつき合いのなかにも、対等で自由な関係ではなく、会社の秩序と和が持ち込まれ、公私の区別が曖昧となり、社会人でなく会社人となる傾向が強い。これと前近代的人間関係を内包した集団組織間の競争により、組織の近代化が進行して巨大システムに個人が埋没する過程とが重なり合うのであ

るが、前近代的共同体的思考の強い日本にあっては、集団が近代的に、目的合理的に機能するよりも、集団内の秩序と和を重んじる前近代的な擬似家族的思想と行動が強くなる。

政治の世界においても、派閥の議員数に基づく大臣ポストの配分と、派閥内の当選回数による大臣の任命は現在崩れているとはいえ、中央省庁の政務次官のポストの配分は派閥原理に従っており、個人の能力より派閥集団の当選回数〔集団の秩序と和〕が優先されている。また、政治決定は、党内融和と挙党体制の原則から、与党実力者により、私的で個人的な時間と場所である夜の料亭での飲み食いによりなされ、公的な時間と場である国会の討議は、それがすべてではないにしても、あたかもその事後承認の場所と時間であるかの観を呈している。ここでも、個人の自由と責任に対する集団の秩序と和の優先から、公私の区別が曖昧となっている。さらに、資金面でも、公けの租税収入のなかから、機密費の支出項目の形で、「政治には潤滑油が必要」との理由でもって、私的、個人的負担が当然であるべきはずの、有力者による料亭での飲み食いによる取引の費用が支弁され、ここでも公私の区別が曖昧となっている。

したがって、自立した個人の自由に基づく公正な競争を出発点とする欧米において、競争の結果生じた市場経済機構と近代的行政機構というシステムへの統合により喪失した個人の自由と生きる価値や意味とを回復する道として、例えばハーバーマスがいうように、性別、職業別等を越えて、各人の自由意志に基づく、文化的に伝承され、言語的に組織された生活世界での自由な意思疎通 (Kommunikation) の場、例えば合唱や読書等の各種趣味に基づくクラブを結成し、こうした人間的、文化的な社会統合により、目的合理性に基づく冷徹なシステム統合から価値合理性を取り戻す提案は、実践困難となる。近代的な自立した個人の自由回復の思考よりも、前近代的な共同体的、家族的な秩序と和の精神でもって、集団に埋没する思考の方が強く働くからである。すなわち異質で平等な自立した個人によって集団が形成されるのではなく、一家の一員として上下関係に編成され、集団の秩序と和を重んじる同質の人間から集団が形成されるので、疑似家族的集団至上主義の観念が形成され、これから外れた、個人の自由に基づく行為をとるばあいには、幼児から成人の集団に至るまで、異端者として集団から排斥され、所謂イジメの対象となるからである。以上から、戦後改革に当たり、制度の近代化とともに、何よりも制度を運用する「人間革命」〔南原繁〕が重要との提言が、現在において、ますます重要性を増してきているように思う。もとより、若い世代の間に、自立した個人の自覚が芽生えて、欧米的な近代人へ移行する萌芽が認められるようにも思われるのであるが、これが主流となっていくのか、どうか、を見極めるには、なお時間を必要とすると思われる。

以上、現在日本が直面している問題を考えるばあいに、戦後史のみでなく、少くとも明治維新以降、可能であれば先土器、縄文、弥生時代以降を視野に入れ、戦前と戦後との前近代的局面の断絶面と連続面を明らかにし、欧米をはじめとする他の諸国や地域と比較して、情報化、国際化、グローバル化が進行するなかで、問題の原因と結果の連関を学問的因果論的に明らかにし、そのうえで、その問題を将来どうすべきかの目標を明確に設定し、その目標を実現するために最も適合的な手段を考え、目的論的連関を明確にして、目的合理的に行動する必要がある。明治維新以降敗戦までの附属メモ〔Ⅱ〕と〔Ⅲ〕を付したのは、以上の理由からである。私の見解に親近感をもつにせよ、または反感をもつにせよ、これが何らかの形で諸君の勉学の一助となることを願ってやまない。もとより、近代化した欧米社会も人間社会である以上、長所とともに上述の近代化

の弊害を含むさまざまな欠点をも有しているので、近代化した欧米を良しとするのか、前近代を引きずりながら近代化した日本を良しとするのかは、諸君個々人の判断に委ねられるべき問題である。

なお、私は、2004年度でもって非常勤講師の75歳定年を迎え、1957年以来かかわってきた立命館教学から退くことになる。諸君の経済学部学生としての活躍と、将来社会に出での発展を願って筆を置きたいと思う。

[2004年2月17日]